

職場内で回覧してください

協会けんぽとやま

2025年

11月号

健康保険組合等にご加入の事業所様はご参考までにご覧ください

12月2日以降、水色の保険証は使用できません!!

医療機関等の受診はマイナ保険証で



※マイナ保険証…保険証利用の登録をしたマイナンバーカード

メリット
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証で受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。

(本人が同意した場合のみ)



メリット
2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。(被保険者の市区町村民税が非課税の方等は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。)



手続きは簡単!

マイナンバーカードを保険証としてご利用いただくための手続きは?

マイナンバーカードを保険証としてご利用いただくには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに登録を行ってください。

保険証利用の登録はここでできます

スマホで
簡単!



マイナポータル



医療機関等窓口のカードリーダー



セブン銀行ATM



マイナ保険証での受診前には登録情報の確認を! ご自身の健康保険情報がシステムに正しく登録されているか確認をお願いします。



マイナポータルにログインし、ご確認ください。

Q 確認方法 (令和6年9月26日時点の表示画面です。表示画面は、変更される場合がございます。)



① マイナポータルにログインします。



② ログイン後、画面を下にスクロールし、「健康保険証」を押します。



③ 健康保険証のページが表示されます。「資格情報」から、登録されている健康保険情報をご確認いただけます。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

「マイナ保険証」「オンライン資格確認」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」等に関するお問い合わせはこちら

TEL:0570-015-369

8:30~17:15
(土・祝日・年末年始を除く)

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、デジタル庁のマイナンバー総合フリーダイヤル【TEL:0120-95-0178】(平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 年末年始を除く)にお願いします。

『傷病手当金』『出産手当金』 申請書(3ページ目)記入のポイント



健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 ページ
事業主記入用

労務に服することができなかった期間(申請期間)の勤務状況および賃金支払い状況等をご記入ください。

被保険者氏名 (カタカナ) **必ず記入**

姓と名の間は1マス空けてご記入ください。漢字(〃)、半角点(・)は1字として記入ください。

勤務状況 2ページの申請期間のうち出勤した日付を「○」で囲んでください。「年/月」については出勤の有無に関わらずご記入ください。

申請期間のうち出勤した日のみ○で
囲んでください。

2ページの申請期間のうち、出勤していない日(上記「○」で囲んだ日以外の日)に対して、報酬等(※)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。
※有給休暇の賃金、出勤等の有無に関わらず支給している手当(扶養手当・住宅手当等)、食事・住居等補助支給しているもの等

例 令和 0 5 年 0 2 月 0 1 日 から 令和 0 5 年 0 2 月 2 8 日 3 0 0 0 0 0 円

申請期間のうち
出勤していない日に対して賃金(各種手当や有給分など)
を支給している場合はご記入ください。

●各種手当
●有給休暇の賃金 等

申請期間中に該当する賃金がない場合は、期間も含めて記入
は不要です。

上記のとおり相違ないことを証明します。

事業所所在地 **必ず記入**

事業所名称 **事業主証明は、日本年金機構に登録している事業所所在地・**
事業主氏名・事業所名称・事業主氏名をご記入ください。

『傷病手当金』『出産手当金』
『埋葬料(費)』等の各種申請書記入の
ポイントはこちら



ポイント

「出勤日以外の日」は
何も記入しない

有給、公休、欠勤日については
記入不要です

ポイント

「出勤日以外の日」に
支払った賃金等を記入する

出勤の有無にかかわらず支給し
ている手当や、有給休暇の賃金
が該当します

ポイント

証明日は、申請期間終期
以降の日付を記入する

記入例(傷病手当金・出産手当金共通)

【申請期間】 令和7年10月15日～令和7年10月31日
【給与締日】 末日締め
【支給した賃金】 通勤手当(10,000円/月) 資格手当(5,000円/月)
有給(9,000円/日) 有給取得日・・・10月13日、10月16～20日、10月23日 の場合

①	07	10	01	07	10	31	15000	...	通勤手当と資格手当 の合計額
②	07	10	16	07	10	20	45000	...	有給(10月16～20日分)
③	07	10	23	07	10	23	9000	...	有給(10月23日分)
④									
⑤									

今回の場合、10月13日分の有給は申請期間外のため記入不要となります。

令和8年1月から 電子申請が始まります！

令和8年1月からオンラインで各種給付金の
申請ができる電子申請がスタートします。電
子申請は郵送にかかる手間が不要なことや、
申請後の処理状況がオンラインで確認できる
等、メリットがたく
さん！ぜひご利用く
ださい。

詳しくは
こちら



●各種申請に関するお問い合わせは 業務グループ TEL:076-431-6155 音声ガイダンス①まで



全国健康保険協会 富山支部
協会けんぽ

スマホやパソコンで
気軽に楽しんでいただける健康情報を配信中！
季節の健康情報やお役立ち情報をお届け！

LINE



メルマガ



〒930-8561

富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階
TEL: 076-431-6155 (代表)

協会けんぽ 富山

検索